

記帳義務化の影響

林 幸一

(大阪経済大学経営学部客員教授・税理士)

目 次

はじめに

I 制度の概要等

- 1 制度の概要
- 2 財務省令で定める簡易な方法による記録
- 3 記帳に関する主な施策の変遷
- 4 青色不選択の理由

II 青色と白色との制度上の違い

- 1 決算書等
- 2 事業専従者
- 3 損失の繰越し・繰戻し
- 4 推計課税
- 5 理由付記

6 不服申立て

小括

III 記帳の程度

- 1 記帳内容の青白比較
- 2 青色の記帳
- 3 消費税法との関係

IV 記帳の担保

- 1 加算税
- 2 質問検査権
- 3 推計課税
- 4 マイナンバー制度

おわりに

はじめに

所得税法改正により、すべての事業者等⁽¹⁾に帳簿の記録と保存義務が課せられることとなった。記帳についてはこれまでも数々の「特典」⁽²⁾が受けられる青色申告制度があり、青色申告（以下「青色」という）と白色申告（青色申告以外の申告、以下「白色」という）と

の区分が不明確になってきている。記帳義務化後の青色申告制度との差異は妥当なものであるのか。

また、記帳義務化で求められる記帳の程度はどのようなもので、青色や消費税における記帳とはどう異なるのか。さらに、罰則がないといわれる記帳義務は、どのようにその義務を担保するのか。本稿では記帳義務化の影

(1) 本稿では、所得税法の対象となる個人事業者を中心に検討を行っている。なお、ここでいう事業者等とは、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者をいう（所得税法231条の2）。

(2) 青色の「特典」には本稿で取り上げるものの外、青色申告特別控除・貸倒引当金・減価償却の耐用年数の短縮・投資税額控除など多くの特典が設けられているとされる。なお、青色は法人税でも設けられているが、その内容は個人とは若干異なっている。

響についてこれらの視点から検討を行うこととする。

I 制度の概要等

1 制度の概要

公共サービスに要する費用は税という形で徴収されるが、民主主義の下では、税についても強制的な負担の形をとるのではなく国民の理解と協力の上に行われることが望ましい。こうした考えのもと申告納税制度は、納税者が自ら課税標準と税額を計算し、納付をしなければならないとする。

このような申告納税制度のもとでは、納税者が自身の行った取引等に関して正確な記録を行いかつこれを保存しておく必要がある。このため所得税においては納税者に対し記帳義務及び帳簿等の保存義務を課している。平成23年11月の所得税法改正で、これまで青色と前年又は前々年において300万円を超える事業所得等を得ている者に記帳義務が課されていたが、次に示すように所得の多寡にかかわらず記帳義務が課されることとなっている（下線：筆者）。

所得税法231条の2（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

2 財務省令で定める簡易な方法による記録

所得税法231条の2第1項に規定する財務省令で定める簡易な方法による記録とは、次の記録をいう。

1 所得税法施行規則第102条第1項に規定する取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項の記録の方法は、当該取引に係る業務の区分及び当該事項の区分に応じ^③、それぞれ別表に定める記録の方法とする。

(一) 売上（加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有する収入金額及び家事消費等を含む。）に関する事項

取引の年月日、売上先その他の相手方及び金額並びに日々の売上の合計金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。

- (1) 少額な現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載する。
- (2) 小売その他これに類するものを行う者の現金売上については、…（略）…
- (3) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載する。
- (4) 掛売上の取引で保存している納品書

- (3) 昭和59年大蔵省告示第37号。一事業所得の部(イ)一般の部(一)売上（加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有する収入金額及び家事消費等を含む。）に関する事項から転載。なお、(二)(一)に掲げるもの以外の収入に関する事項、(三)仕入に関する事項、(四)(三)に掲げるもの以外の費用に関する事項はほぼ同様のことが記されており、ここでは売上に関する事項のみ記し、他は省略している。

控、請求書控等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載する。この場合には、年末における売掛金の残高を記載するものとする。

(5) いわゆる時貸については、…(略)…。

(6) 棚卸資産の家事消費等については、…(略)…。同施行規則102条2項によれば、財務大臣の定める記録の方法であり、具体的には、昭和59年大蔵省告示37号の「所得税法施行規則第102条第1項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を定める件」の告示を指す。同告示は、簡易な記録の方法を次のように定め、昭和60年分の所得税から適用している。

3 記帳に関する主な施策の変遷

昭和24年のシャウプ使節団報告書は、わが国の記帳水準が低く、たとえ記帳があっても税務職員が信用しないことから、記帳と申告との関係が悪循環となっていると指摘し、問題解決のため青色による記帳制度の導入を勧

告した⁽⁴⁾。しかし、その後も白色については長い間、概算申告が認められていたが、納税環境整備の一環として昭和59年の改正⁽⁵⁾で、所得300万円超の白色事業者等に記帳及び記録の保存を義務化することとなった⁽⁶⁾。その後、平成23年の国税通則法（以下「通則法」という）改正において、課税庁に処分についての理由付記を求めることと併せる形で、記帳義務が拡大された⁽⁷⁾。

なお、この記帳義務と理由付記⁽⁸⁾とは、必ずしも関係がないともいわれるが、記帳義務のない白色申告者に更正等の理由付記を行う場合、その理由は概括的になることが想定され、それらの者についても記帳を求めることで、理由付記をより実効性のあるものにする必要性があることから、理由付記と記帳義務の拡大は関係があると考えられる⁽⁹⁾。

4 青色不選択の理由

シャウプ勧告後、青色申告制度は半世紀以上経過したが、その普及率は50%台前半で30数年この水準に留まっている。普及率の伸び悩みには、記帳できない者又は取引が単純で記帳の必要がない者のほか、白色に積極的に留まっている者の存在が考えられる⁽¹⁰⁾。白色に留まる理由としては、様々な理由が考えられ

(4) 吉岡健次ほか『シャウプ勧告の研究』（時潮社・1984年）399頁。

(5) 同改正において、確定申告書を提出する義務のない個人で、不動産・事業・山林所得を生ずべき業務を行い、その年の収入が3千万円を超えるものに対する総収入金額報告書提出制度の創設も併せて行われた。

(6) その理由として、昭和51年1月の税制調査会答申では、「記録及び記帳に基づく申告制度を確立し、課税の公平の一層の推進を図る」ためとされる（「昭和59年度の税制改正に関する答申」6頁）。

(7) 「白色申告者に対する更正等に係る理由付記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施することとします」（平成23年度税制改正大綱）。

(8) 通則法89条2項の「理由を附記」が「理由を付記」に改正（平成26年6月13日法律69号）されたことから、本稿においては「理由付記」と表現する。

(9) 税制調査会専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」（平成22年9月14日）9頁。

るが、ここでは比較的多いと思われる次の4つの理由を挙げる。

- (1) 収入を把握されることで消費税の課税事業者となることを懸念する者が、白色に留まったうえで、収支内訳書を提出しない⁽¹⁰⁾。
- (2) 非違が発見されにくく、推計課税されても争訟段階において実額反証が可能である。また、申告が推計と同額以上であれば、推計による不利益を受けない。
- (3) 重加算税が賦課されにくい。重加算税賦課の要件である「隠ぺい仮装」を充足するには、一般にそのもととなる記帳の存在が前提と考えられる。
- (4) 推計課税を受けても経費の支払に係る源泉所得税は逃れることができる。源泉所得税は制度の特質として、課税標準・税額計算が容易であることがあげられ、その特質上、源泉所得税に推計課税はなじまない。

以上の点からは、特定の納税者については、青色より白色に積極的に留まることが考えられる。

II 青色と白色との制度上の違い

記帳水準を向上させる目的で導入された青色申告制度は、多くの「特典」で制度への誘導を図っている。以下、青色と白色との主な制度上の違いについて、6つの項目に分け検討する。

1 決算書等

青色には貸借対照表と損益計算書とを記載する青色決算書、白色には収支内訳書の添付義務があるが、いずれもその未提出について罰則はない。ただし、青色の場合その取消事由となり、各種特典が受けられなくなることなどでその提出を担保しているといえる。

白色の場合、貸借対照表の作成義務がないことに加え、損益計算書に代わり収入・支出から所得額を示す収支内訳書でよく、また記帳についても現金出納簿が必須ではないなどの差異が見られる⁽¹²⁾。なお、収支内訳書については、制度が導入された際の国会の付帯決議において、納税者に過大な負担となることがないように十分留意するとされ⁽¹³⁾、未提出に罰則規定がないことから、収支内訳書が添付されない等の問題が未だ解消されていない⁽¹⁴⁾。

(10) 酒井克彦「申告納税制度における記帳や帳簿保存の意義—青色申告制度と加算税制度が意味するもの—」税大ジャーナル16号(2011年)8-9頁。

(11) 収支内訳書の未提出については罰則規定がなく、収支内訳書に併せて総収入金額報告書提出制度の創設(所得税法231条の3。同制度は、昭和48年税制調査会答申において、申告義務の判断が納税者には困難であり、無申告者の発見を目的に導入された。)が行われたことから、当初から消費税につながるものが懸念されていた。これに対して当時の大蔵大臣は、「大型間接税とはまったく関係のない問題」と答弁している(第101国会・衆議院本会議1984年3月9日での竹下登蔵相の発言)。

(12) 白色の記帳は、収入金額や必要経費に関する記帳で良く、損益に関係しない入出金すなわち現金出納帳の記帳は任意である。また、青色の場合もいわゆる65万円控除以外は、必ずしも複式である必要はない。

(13) 1984年101回国会・法人税法の一部を改正する法律案等の附帯決議項目8。

(14) 収支内訳書の添付がない者の割合は、公表されていない。売上先及び仕入先の記載欄など青色決算書と比べても記載項目が詳細な点があることから、どの程度記載したら良いか分からず、未提出又は内容をほとんど埋めないままの収支内訳書も相当数あると思われる。

2 事業専従者⁽¹⁵⁾

白色の場合、所得分割による税負担軽減防止の観点から親族への給与支払は原則認められず⁽¹⁶⁾、支払額にかかわらず事業専従者控除として、一律50万円（配偶者は86万円）を所得から控除することができる。納税者本人の所得と専従者控除との関係については、本人所得を超える専従者控除は一定の調整がなされ⁽¹⁷⁾、また専従者控除を行うことにより、本人所得がマイナスになることはない。

一方、青色の事業専従者給与の規定である所得税法57条1項は、「個人で事業を営む者と法人組織で事業を営む者との間で税負担が不均衡とならないようにすることなどを考慮して設けられた規定である」と解されている⁽¹⁸⁾。また、青色にのみ専従者給与が認められることについては、青色は事業と家計との分離を明確にし得るとして、家族専従者に支払った給与は必要経費として控除できるとの説明が一般的と思われる⁽¹⁹⁾。しかしながら、家族専従者に対する給与の個人と法人との不均衡は白色でも同じことがいえる。加えて、事業と家計との分離が記帳を前提としたものであるならば、記帳義務の改正で青色と白色とはその点で差異がなくなっており、事業専従者の扱いに青白で差を残すことに理由が見出しに

くいものとなっている。

3 損失の繰越し・繰戻し

シャープ勧告は、「所得額の変動もたらす不合理は、一時所得または一時損失の次年度以降への平均を認めることによって、或る程度緩和される」としながらも、「制度の濫用を防止するため、……青色申告書を提出することを許されている所要帳簿具備の納税者に限って適用すべきである」とする⁽²⁰⁾。そのため純損失の繰越しについては青色に限定されることになった。また当初、一定の事由により資産価値が減少する事業用固定資産の損失は所得控除である雑損控除の対象とされ⁽²¹⁾、損失のうち雑損失の繰越しには、被災たな卸資産の損失のみが対象とされていた。その後、昭和37年の改正によりたな卸資産に事業用固定資産を加え、その名称も被災事業用資産の損失とされた。

白色の場合、被災事業用資産の損失及び盗難・横領など雑損控除の対象となる雑損失のみ認められる。その根拠は、これらの項目は、損失の発生が明確であり、記帳によらず事実認定が行えるからと考えられる⁽²²⁾。一方、青色の場合、雑損失に加え所得金額の計算上赤字になる純損失も対象とされる。

また、平成24年法人税法改正により青色法

(15) 事業専従者給与（控除）の状況…青色の納税者225万人のうち、青色事業専従者のある者の割合は25.5%となっている。これを事業所得者だけについて見ると、48.2%となっている。また、青色事業専従者1人当たりの平均給与額は205万円となっており、前年と比べると3万円（1.2%）の減少となっている。青色以外の納税者のうち、事業専従者控除の適用を受けている者の割合は3.4%となっている。これを事業所得者だけについてみると15.6%となっている（国税庁・平成24年分申告所得税標本

調査結果より）。

(16) 金子宏『租税法（第19版）』（弘文堂・2014年）277頁。

(17) 所得を専従者数に1を加えた数で除した金額を専従者控除額とする。

(18) 最判平成16年11月2日税資254号順号9804。

(19) 武田昌輔『コンメンタール所得税法』（第一法規・加除式）4214頁。

(20) 吉岡ほか・前掲注(4)261-262頁。

(21) 武田・前掲注(19)4582頁。

人の欠損金の繰越控除が7年から9年に延長された。個人の青色の純損失の繰越しは3年であり²²⁾、それまで4年の差であったものが、6年に拡大している。その理由は、国際的に見劣りする欠損金の繰越控除年数を延長することで、法人税の負担を軽減するためとする²³⁾。法人は、継続企業の原則（ゴーイング・コンサーン）が支配し、寿命のある個人とは基本的に異なる。したがって、個人と法人との繰越年数の一定程度の違いのあることは認められるが、その差の拡大は説明が付きにくいものとなっている²⁴⁾。

4 推計課税

税務調査における帳簿検査の義務が、白色についても青色と同様に次のとおり条文において示されることとなった（下線部：筆者）。

所得税法231条の2（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）2項

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定の適用を受ける者の所得税に係る同項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の調査に際しては、同項の帳簿を検査するものとする。ただし、当該帳簿の検査を困難とする事情があるときは、この限りでない。

この条文は、後段のただし書きで、「検査を

困難とする事情があるときは、この限りでない」とされる点が青色とは異なる。青色の場合、帳簿書類を調査し、これらの金額の計算に誤りがあると認められる場合以外、更正等は認められない。青色においては、検査を困難とする事情があり推計課税を行う場合、記帳が確認できないとして青色承認の取消しがしばしば行われることになる。

白色の場合、ただし書きにより帳簿調査は必ずしも条文上の手続要件ではないと解釈すれば、記帳をしても白色は青色に比べ帳簿が尊重されないのではないかという懸念が生じる²⁵⁾。しかし、推計課税に対し、正確な記帳・実額課税が優先されることは推計の必要性の観点から明らかであり、また推計課税はあくまで実額計算の補完手段であるとして、実額での反証が可能とされる²⁶⁾。記帳義務を課しながら帳簿を尊重しないことに一定の疑念を感じるものの、ただし書きで推計課税に移行できる規定がないと、検査を困難とする事情があるときにおいても帳簿の調査を行ってからでないと更正できなくなる。青色において同様の事情がある場合、その取消しを行ってから推計を行うことと併せ考えると、条文上の差異は容認されると思われる。

5 理由付記

青色の更正は、所得税法において理由を付

22) ただし、変動所得の場合、白色についても純損失を認めている（所得税法70条2項）。また、先物取引の差金等・上場株式の譲渡についても、株式譲渡損失の繰越し・繰戻しを認めている。

23) 震災特例法においては、個人の青色の損失の繰越しは5年である。また、平成27年度税制改正大綱は、法人の欠損金の繰越しを、平成29年4月以降開始の事業年度から10年に延長するとしている。

24) 例えば、米国においては個人の純損失の繰越し

は20年である（IRC § 172 Net operating loss deduction (b)）。

25) 住民税における純損失の繰越控除ではあるが、平成26年度地方税法改正要望として、経済産業省から、その期間を5年に延長する案が出されている。

26) 松澤智『新版 租税実体法』（中央経済社・1994年）213頁。

27) 金子・前掲注①6805頁。

記しなければならぬとされる²⁸⁾。白色の場合、青色とは根拠法が異なり、平成23年の通則法改正により行政手続法の規定が直接適用されることで、不利益処分²⁹⁾に該当する更正等に対し理由付記が行われることになった³⁰⁾。一般的には更正等において、何がどう違うのかの理由を付記するには、もととなるものが必要であると考えられる。例えば取引の多くが記載されていないなど帳簿が杜撰な場合には、「取引の多くが記載されておらず記帳に信憑性がない」といった概括的な理由付記に留まることがひとまず考え得る。しかしながら、どの程度の理由を付記すれば適法と判断されるかは、実際の記帳状況に応じその濃淡を付けることとなることが考えられるものの³¹⁾、処分における恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記の趣旨³²⁾に沿う必要がある。

また、青色に対しては所得税法の規定に基づいて行われることから、不利益処分以外についても理由付記が行われる。一方、白色に対しては更正請求に基づかない職権による減額更正のような不利益処分に当たらない場合、理由付記は不要とされる。根拠条文が異なることにより生じる違いではあるが、職権による減額更正を受けた白色の納税者は、どのような理由で減額更正を受けたか分からない場

合も生じるとされる³³⁾。

6 不服申立て

処分庁に異議申立てをしないで、国税不服審判所長に対して直接に審査請求をすることは、これまで青色に限られていた。昨年6月に成立した行政不服審査法（以下「審査法」という）の整備法³⁴⁾による通則法の改正で、白色についても不服申立ての簡易・迅速化を図る観点から直接、審査請求が行えるようになった³⁵⁾。これに伴い、異議申立ては「再調査の請求」に名称変更された。審査法は他の法令に基づく調査権の行使を妨げないとする³⁶⁾。また、国税通則法は、国税に関する不服申立てに係る手続³⁷⁾については、審査法の対象外とする³⁷⁾。これまでの異議申立てに関し不服審査基本通達（異議申立関係）は（下線：筆者）、

84-3（異議申立ての調査と質問検査権等）

異議申立ての調査は、法、徴収法及び措置法等の国税に関する法律の規定による当該職員の質問検査権等に基づいて行うものであることに留意する。

となっていた。しかし、通則法は不服申立てに係る手続を審査法の対象外としているだけであり、再調査の請求に質問検査権の行使ができるかについては明確には示していない。

28) 所得税法155条2項。

29) 通則法74条の14第1項により、行政手続法3条の適用除外規定が適用されないことで、手続法8条及び14条の理由付記規定が適用される。

30) 奥谷健「青色申告に対する更正の理由付記—白色申告に対する今後の取扱いを含めて」税研161号（2012年）29頁。

31) 金子・前掲注(16)800頁。

32) この考えは、清永敬次『税法（新装版）』（ミネルヴァ書房・2013年）252頁に示されている。

33) 「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第69号）。

34) 通則法75条1項。なお、この法律は改正行政不服審査法の施行日から施行するとされ、同法が公布の日から二年を超えない範囲で施行することから、平成28年度からの施行と考えられる。

35) 審査法32条（他の法令に基づく調査権との関係）。

36) 審査法9条から48条。

37) 通則法80条（審査法との関係）。

通則法に示される質問検査権の規定は³⁸⁾、「調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、……質問し、……検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。」としたうえで、その対象を、

- イ 所得税法 の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は……申告書を提出した者
- ロ (支払調書) に規定する調書……(源泉徴収票) に規定する源泉徴収票……(信託の計算書等) に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者
- ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者……

とする³⁹⁾。ここに規定されている質問検査権は、課税処分のための調査権であって、不服審査のための調査権ではない。

通則法はその罰則規定において⁴⁰⁾、国税に関する調査について括弧書きで、不服申立てに係る事件の審理のための調査及び国税の犯則事件の調査を含むとする。したがって通則法は、一般に「調査」という場合に、不服申立てに係る事件の審理のための調査を含んでいないと考えられる。また通則法は、審査請求における担当審判官の調査権に対する不答弁、

虚偽答弁、検査拒否等について30万円以下の罰金があると規定する⁴¹⁾。同規定は、そのただし書きにおいて審査請求人等はこの限りでないとし、罰則の規定を審査請求人等については適用しないとする。一方、再調査の請求の請求人についての罰則規定はなく、それは質問検査権についての罰則規定⁴²⁾の対象ということもできるが、審査請求人等の場合と同様に⁴³⁾、検査拒否等によって主張の基礎になる事実関係が明らかにならなかった場合は、その主張が採用されないということで、審査手続の実効性を担保しているものと考えられる。

改正審査法に「再調査の請求」を設ける趣旨について、国税に関する処分など、要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量にあるような処分の場合に、審査請求手続をとる前に、その処分の事案・内容等を把握している(できる)原処分庁が、審査請求より簡略な手続により、国民の権利利益の救済をより迅速に図るとともに、審査庁の負担の軽減を図ることにあるとされる⁴⁴⁾。また、再調査の請求がいわゆる税務調査と混同しやすいとの指摘をうけ、平成26年5月の衆議院総務委員会において審査法案に対し、「行政不服審査法案に対する附帯決議」として、再調査の請求が、処分庁が簡易に処分を見直す事後救済手続であることを国民に十分説明することが決議されている⁴⁵⁾。このような趣旨や改正経緯から

38) 通則法74条の2(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)。

39) 所得税に関する調査の部分のみ記載。

40) 通則法126条括弧書き。

41) 通則法128条。

42) 通則法126条(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び国税の犯則事件の調査を含む)。

43) 通則法97条4項。

44) 関楨一郎ほか『平成26年版 改正税法のすべて』

(大蔵財務協会・2014年)1128頁。

45) なお、昭和45年に国税不服審判所の創設を含む通則法の改正に際して、衆参両院において、異議申立てや審査請求は、権利救済のための制度であるから、新たな課税処分にわたることがないように、納税者が安心して不服申立てができるよう争点主義的な運用をはかるべきであるという趣旨の附帯決議がつけられている(衆院大蔵委員会1970年3月4日・参院大蔵委員会同年3月24日)。

は、再調査の請求が、新たな課税に繋がる質問検査権の対象とは考えにくい。

小括

最近の法改正の動きは、理由付記・不服申立てについては青白の差異がなくなりつつあるといえる。一方、記帳という点で同じ義務でありながら、なお事業専従者、損失の繰越し・繰戻し、推計課税にその差を残している。

青色には数々の特典があるとす。例えば青色を行うことで一定の控除が受けられる青色申告特別控除などはその例であろう。特典ということであれば、青色でなくなれば当然に享受できるメリットは失われることになる。しかし、特典ということではなく記帳に基づく申告であれば本来適用が受けられるということであれば、白色であっても記帳が行われていれば受けることができることになる。なお残る青白の差異が、青色の特典であるのか記帳に基づく申告であれば認められるべきものかの視点から再検討することが必要と思われる⁴⁶⁾。

Ⅲ 記帳の程度

義務化により白色申告者にも求められることとなった記帳は、どのようなもの、あるい

はどの程度の水準であるのか。ここでは青色又は白色の申告者に求められる記帳の差異及びその程度について検討する。

1 記帳内容の青白比較

青色の場合、記帳については所得税法の委任を受け同施行規則57条において、正規の簿記の原則によるとされる⁴⁷⁾。企業会計原則において正規の簿記の原則とは、網羅性・立証性・秩序性の三要件⁴⁸⁾を備えた会計帳簿をいい、一般に取引発生順の記録としての仕訳帳及び勘定科目別記録である総勘定元帳の2つを、複式簿記の原理に基づいて作成したものと考えられている。正規の簿記の原則以外のものとして所得税法施行規則56条ただし書きは、「財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる」とし、いわゆる簡易帳簿を認めている。昭和42年の大蔵省告示は⁴⁹⁾、①少額な取引又は保存している伝票、領収書等（いわゆる「帳簿代用書類⁵⁰⁾」によりその内容を確認できる取引など一定の収益と費用については、現金主義に基づいて記載し、②年末における売掛金等（買掛金・未収金・未払金・前受金・前払金を含む）の残高を記載すること、③貸借対照表の記載の省略を認めている。また、所得税法67条は、

(46) 「青色申告は、白色申告に較べて特典があるとこれまで大いに喧伝されてきたが、その実相は、特典ではなく本質的なものであって、特典ということによって青色申告を一般に奨励するための手段であったことが認識できる」松沢智「青色申告の法理」『租税実体法の解釈と適用2』（中央経済社・2000年）307頁。

(47) 所得税法148条の委任を受け、同施行規則57条は、「正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明らかに記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない」とす

る。

(48) 企業会計原則第1一般原則二「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」

(49) 「所得税法施行規則第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、これらの規定に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を定める件」昭和42年大蔵省告示第112号。

(50) 業務に関して作成し又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類。

記帳義務化の影響

申告者の区分	青色申告者（所法148）			白色申告者
	正規の簿記の原則	簡易帳簿	現金主義	財務省令で定める簡易な方法による記帳
記帳義務の有無・方式	整理保存義務（所規63）			記録保存義務（所法231の2）
作成する帳簿等及びその保存	資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引、すなわち仕訳帳及び総勘定元帳	現金出納帳・固定資産台帳		—
		売掛帳・買掛帳・損益項目に係る帳簿	—	売上・仕入・費用に係る帳簿（年末における売掛金等の残高を記載）
作成する計算書類	損益計算書			収支内訳書
	貸借対照表	—		

表1 青色及び白色に求められる記帳の程度

「総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる」として、いわゆる現金主義の記帳を認め、同施行令において、その対象を「その年の前前年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額が300万円以下」としている⁵¹⁾。

一方、白色の場合、先に示したように⁵²⁾所得税法⁵³⁾の委任を受け同施行規則102条3項は、帳簿代用書類よりその内容を確認できるもの（例えば売上の場合、「日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載したうえで、年末における売掛金の残高を記載」（仕入・経費についても同様）とし、

事業所得等を有する白色について青色と同様、簡易な方法による記帳を認めている⁵⁴⁾。

以上をもとに青白比較を行うと、青色の現金主義の場合、現金出納簿と固定資産台帳は必要であるが、売掛金等の残高は要求されない⁵⁵⁾。一方、白色の記帳義務は、現金出納簿と固定資産台帳は不要とされるが売掛金等の残高が求められ、また減価償却費の計算上、固定資産台帳は作成せざるを得ない。結局、その差は白色に求められる売掛金等の残高が青色の現金主義には求められていないということになり、その分、青色の現金主義のほうが白色に比べ簡易という、逆転現象が生じている⁵⁶⁾。

51) 所得税法施行令195条。

52) 本文I 2「財務省令で定める簡易な方法による記録」。

53) 所得税法231条の2第1項。

54) 上西左大信「記帳義務と概算経費控除のあり方」税研161号（2012年）36頁を一部修正。

55) 所得税法施行令196条1項及び2項。「所得税法

施行規則第56条第1項ただし書、第58条第1項及び第61条第1項の規定に基づき、これらの規定に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を定める件」の3三、別表1第3欄、別表2（昭和42年大蔵省告示第112号）。

56) 上西・前掲注54)34頁。

2 青色の記帳

(1) 承認

青色申告を行うには、事前に税務署長に届出を行い、その承認を受ける必要がある⁵⁷⁾。ただし、次のみなし承認の規定がある。

所得税法147条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）

第144条（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、その年分以後の各年分の所得税につき第143条（青色申告）の承認を受けようとする年の12月31日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

申請に対して調査のうえ税務署長がその許否を決め得るとしている所得税法146条に対し、同147条の規定の趣旨については、「事務の繁忙等のため税務署長がその期間内に許否を決し得ない場合も予想し得ないわけではない……そういう場合には期間内に所定の申請書を提出した申請者を保護してやる必要がある……」とされる⁵⁸⁾。青色申請は、その年の12月31日までに処分の通知がなければ、自動承認となる。

(2) 取消事例⁵⁹⁾

青色の取消事例においては、記帳の程度が

問題となるケースよりも、帳簿の提示そのものが問題となるケースのほうが多い。ここでは、青色の取消の裁量行為性及び調査時における帳簿の提示について検討する。

所得税法150条（青色申告の承認の取消し）

「帳簿書類の備付け、記録又は保存が第148条第1項に規定する財務省令で定めるところに従って行なわれていな」い場合、「税務署長は、当該各号に掲げる年までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。」

この規定について、昭和49年の最高裁判決では⁶⁰⁾、「現実に取り消すかどうかは、個々の場合の事情に応じ、処分庁が合理的裁量によって決すべきである」とし、青色の取消しは課税庁の裁量行為であるとする。国税庁の事務運営指針⁶¹⁾において、「個人の青色申告の承認の取消しは、法第150条第1項各号に掲げる事実及びその程度、記帳状況等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合について行う」とし、課税庁の裁量行為であることを示唆する表現となっている。これら、裁量行為は自由裁量ではなく、法に定める要件に合致する場合、その合理性の範囲で裁量を認めるにすぎないと考える。また、青色の取消しの裁量行為性に関し、平成22年の審判所の裁決は、「これらの事情を総合勘案すると、本件取消処分は、違法とはいえないものの、真に青色申告を維持するにふさわし

57) 所得税法144条及び146条。

58) 静岡地判昭和33年9月5日税資26号858頁。なお、原告は法人であり、法人税法を前提としている。

59) 「右承認の取消は、……一旦与えた特典を将来に亘って剥奪するものでないことはもとより制裁的機能を有するものでもない」(名古屋高判昭和47

年3月28日税資65号557頁)。なお、法人では、申告書はその提出期限までに提出しなかった場合、青色申告の承認は取り消される場合がある(法人税法127条2項)。

60) 最判昭和49年4月25日税資75号283頁。

61) 平成12年7月3日付事務運営指針(12)。

くない場合とまでは認められない……」とし、青色の取消しを行った処分庁の処分の違法性ではなく不当性を問題としている⁶²。

調査時における帳簿の不提示に関し、青色の取消しを認めた事例では、帳簿書類を「提示しない時において請求人には帳簿書類の備付け、記録又は保存がないといえるから、その事実は所得税法第150条第1項第1号に掲げる青色申告の承認の取消し事由に該当する」としている⁶³。これは帳簿の適時提示⁶⁴がないことが、帳簿書類の備付け、記録又は保存がないとみなし、取消事由に当たるとした事例である。一方、取消しを認めなかった事例では、「調査担当職員は、請求人からの簡易帳簿の要件を満たす本件各出納帳の提示の申出を拒否するなど、青色申告に係る帳簿書類の備付け状況等の確認を行うために社会通念上当然に要求される程度の努力をしたとは認められないから、……青色申告承認取消処分は違法である」⁶⁵とし、調査担当職員に社会通念上当然に要求される程度の努力を求めている。

これら裁決例からは、調査時における帳簿の不提示については青色の取消事由となるものの⁶⁶、担当職員の社会通念上当然に要求される程度の努力がない場合には違法となると考えられ、課税庁の事務運営指針において、次のように記されている（下線：筆者）。

（事務運営指針）個人の青色申告の承認の取消しについて⁶⁷

1 帳簿書類を提示しない場合における青色申告の承認の取消し

法第150条第1項第1号に規定する帳簿書類の備付け、記録又は保存とは、単に物理的に帳簿書類が存在することのみを意味するにとどまらず、これを税務職員に提示することを含むものである。したがって、税務調査に当たり帳簿書類の提示を再三にわたり求めたにもかかわらず調査対象者が正当な理由なくその提示を拒否した場合には、同号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当することとなり、その提示がされなかった年分のうち最も古い年分以後の年分について、その承認を取り消す。

(3) 青色申告特別控除

青色申告者については、その年分の不動産・事業・山林所得の金額の計算に当たり、10万円又はこれらの金額の合計のいずれか低い金額を控除できる。同控除は、青色の優遇措置の強化と青色事業主特別準備金制度を廃止することで、制度を簡易化する趣旨から、昭和47年に創設された。廃止された準備金制度は、年齢65歳未満の青色申告者で事業所得

62) 平成22年12月1日裁決、国税不服審判所HP。
<http://www.kfs.go.jp/service/JP/81/09/> [最終確認日：2015年3月17日]。河合厚「違法ではなく不当として青色申告の承認取消処分を取り消した事例」税大ジャーナル22巻（2013年）217頁。

63) 昭和51年6月15日裁決、裁決事例集 No.12-13頁。

64) 調査において出ていなかった帳簿を争訟において提出するようなことは、帳簿の適時提示の問題であり、通則法116条の取消しの訴えにおける主張や証拠の申出（時機に遅れた攻撃防御）とは別の

問題である。

65) 平成25年11月1日裁決、国税不服審判所HP。
<http://www.kfs.go.jp/service/JP/93/06/index.html> [最終確認日：2015年3月17日]。

66) 帳簿の保存と提示の問題については異論があり、本稿ではIV2「質問検査権」のところでも若干の検討を行っている。

67) 国税庁長官（平成12年7月3日）課所4-15ほか。

を生ずべき事業を営む者が、64歳まで毎年、その年の事業所得の5%相当額、最高10万円を積み立てることによる経費算入を認め、個人事業者について青色の奨励・老後の保障・企業経理の健全化等を図る趣旨⁶⁸⁾から設けられていた⁶⁹⁾。

その後、平成4年のみなし法人制度廃止の代替措置として、正規の簿記の原則に従って記帳している場合には⁷⁰⁾、その記録に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付すれば、最高65万円の控除ができる青色申告特別控除制度が作られた⁷¹⁾。一方、平成16年まで財務大臣の定める簡易な記録の方法による記帳をしている場合には、45万円の控除ができるとされていた。これは帳簿から、期末の資産・負債・資本の有高を計算して作成する方法である誘導法ではなく、一時点に存在する資産と負債の内容及び金額を実地調査し、財産目録を作成する棚卸法による貸借対照表を作成している場合に適用される制度である。

3 消費税法との関係

消費税法において課税事業者は、資産の譲渡等の①相手方の氏名又は名称、②その年月

日、③資産又は役務の内容、④対価の額⁷²⁾を、また同施行令において「整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない」とされる⁷³⁾。

したがって、消費税の課税事業者は、請求書等の帳簿代用書類によりその内容を確認できるものについて、現金主義に基づいて記載し年末における残高を記帳するとされる青色の簡易帳簿及び現金主義又は白色の財務省令で定める簡易な方法は、消費税法との関係において用いることができず、消費税法等の要求する記帳を行う必要がある⁷⁴⁾。

IV 記帳の担保

ここでは記帳義務について、その実効性を担保する機能を有する制度について検討する。なお、ここに示す制度は、それぞれの制度目的とは別に、記帳しないことに対する制裁ではなく記帳を行うことについての動機づけとなっていると考えられるものである。

1 加算税

一般に記帳が無い場合、帳簿書類の書換えや二重帳簿等がないので、隠ぺい仮装行為の立証が困難であり、重加算税が賦課されず、過少申告加算税や無申告加算税に留まること

68) 内閣総理大臣佐藤榮作「衆議院議員赤松勇君提出個人企業の税制に関する質問に対する答弁書」1971年1月26日・内閣衆質65第1号。

69) 制度は、小規模企業共済制度が外部拠出であるのに対し、内部における積立てについても税制上同様に取り扱いおうとした。なお、準備金の任意取りくずしの場合は事業所得として、廃業・引退等による取りくずしの場合は一時所得とするとされる(税経通信27巻8号(1972年)51頁より引用)。

70) 現金主義を選択する小規模事業者を除く。

71) 租税特別措置法25条の2。なお、住民税についても同控除の適用はあるが、事業税についての適

用はない。

72) 消費税法30条(仕入れに係る消費税額の控除)。

73) 消費税法施行令71条(帳簿の備付け等1項)「事業者は、帳簿を備え付けてこれにその行った資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物の保稅地域からの引取りに関する財務省令で定める事項を整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。」

74) 田井良夫「記帳義務・帳簿保存義務の再検討」税研167号(2013年)47頁。また、消費税法との関係において青色の簡易帳簿及び現金主義との整合性をどう考えるのかの問題も存在する。

が考えられる。加算税の賦課について、いわゆる「ことさら過少」⁽⁷⁵⁾な所得金額の申告書を提出していたとされた事件である最高裁の平成6年11月判決（以下「平成6年事件」という）では、「所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出したことが明らか……」とし、「3年間にわたり極めてわずかな所得金額のみを作為的に記載した申告書を提出し続け、その後の税務調査に際しても過少の店舗数等を記載した内容虚偽の資料を提出……全体としてみれば、隠ぺい仮装行為に基づく申告があったと言わざるを得ない」としている⁽⁷⁶⁾。

また、会社役員が給与以外の株式売買による雑所得を申告しなかった最高裁の平成7年4月判決（以下「平成7年事件」という）では⁽⁷⁷⁾、「重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するの

は相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し」たうえに「意図を外部から伺い得る特段の行動」（下線：筆者）があったとして、いずれも判決において重加算税の賦課が認められている。

平成6年事件の「殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書」あるいは平成7年事件の「意図を外部から伺い得る特段の行動」の表現にあるように、両事件には隠ぺい仮装の事実は具体的に示されていない。いわば二つの事件は、前者の増差所得が約34億円、後者でも約2億5千万円に近い事案であり、金額の多さから、隠ぺい仮装の事実を具体的に示すことなく、重加算税賦課が認められた特異な事案と考えることもできる⁽⁷⁸⁾。

平成6年及び7年事件についての最高裁判決⁽⁷⁹⁾後、「意図を外部から伺い得る特段の行動」という表現が判示において見受けられる裁判例には、次の表2のNo.3-11の事件がある⁽⁸⁰⁾。

(75) 「ことさら過少」の表現は、従来から用いられていたが、最判平成6年11月22日の判決理由にあることで、「つまみ申告」とともに多く用いられるようになったと思われる。また、「いわゆる「つまみ申告」は、つまみ出して申告した部分以外の所得の隠蔽に基づく過少申告として、重加算税の対象となると解すべきであろう」（金子・前掲注(16) 745頁）とされる。

(76) 最判平成6年11月22日税資206号346頁。

(77) 最判平成7年4月28日税資209号571頁。

(78) このことについては、「数億円にのぼる所得金額の8、9割というような金額を脱漏することが「遁脱の意図」なくしてなされるとは考えがたい」（佐藤英明「いわゆる「つまみ申告」と重加算税」総合税制研究8号（2000年）84頁）、「これだけの多額の脱漏を単なる誤謬として理解することは通常できない」（酒井克彦「記帳義務違反者に対する重加算税賦課問題」税務事例42巻3号（2010年）7頁）などとされ、常識論としては、妥当なものと思われる。

(79) 平成6年及び7年の最高裁判決については評釈が多数公けにされている（例えば、是とするものとして住田裕子「重加算税の賦課要件としての「隠ぺい・仮装」行為」商事法務1419号（1996年）2頁、同1420号（1996年）9頁、佐藤・前掲注(78)72頁、否とするものとして岡村忠生「内容不実な申告の繰返しと重加算税の賦課要件」民商法雑誌113巻1号（1995年）96頁、水野武夫「脱税意思に基づく過少申告の記載と重加算税の賦課要件」民商法雑誌114巻3号（1996年）505頁）。なお、ここでは是非論ではなく、その後の判示にどのような傾向が見られるかを検討している。

(80) No.3～11の事件はいずれも税資No.3 240号40頁、No.4 242号86頁、No.5 244号432頁、No.6 251号順号8965、No.7 251号順号8986、No.8 254号順号9557、No.9 254号順号9691、No.10 256号順号10377、No.11 257号順号10788。なお、No.1の事件は、「意図を外部から伺い得る特段の行動」という表現はないが、金額比較のため表に入れている。

No.	裁判所等	判決年月日	更正後の所得金額	備考
1	最高裁	平成6年11月22日	3,438,614,267円	事業所得*
2	最高裁	平成7年4月28日	348,563,282円	株式譲渡
3	東京地裁	平成11年1月22日	83,099,708円	事業所得
4	横浜地裁	平成11年4月12日	31,999,823円	不動産所得
5	東京高裁	平成11年8月30日	83,099,708円	事業所得
6	大阪高裁	平成13年8月30日	301,851,594円	株式譲渡
7	名古屋地裁	平成13年9月28日	—	本文に記載・金額不明
8	大阪高裁	平成16年2月17日	701,151,268円	株式譲渡等(61-63年分)*
9	神戸地裁	平成16年7月6日	38,750,000円	大使館・給与源泉
10	最高裁	平成18年4月25日	126,619,179円	譲渡所得
11	最高裁	平成19年9月21日	—	事業所得・金額不明

*印の事件については、更正後の所得金額が明示されておらず、当初申告との増差額で示している。

表2 「意図を外部から伺い得る特段の行動」の表現が示された裁判例と更正後の所得金額

表2に示す事件は、譲渡所得や株式譲渡の事案(表において網掛け)を除き、平成6年及び7年事件に比べ金額が1桁以上低くなっている⁽⁸¹⁾。また、表において金額不明となっているNo.7の事案で裁判所は、「いずれも税額を少なくする目的で、前年の申告やぶどうの作柄、残った貯金等を総合勘案して真実の収入よりも少ない適当な金額で確定申告をしていたこと、その際、原告は、税務調査を避ける意図で、1反当たりの売上げが巨峰で95ないし100万円、デラウエアで50万円くらいになるよう直売場収入に係る申告額を調整していたこと、以上の事実が認められ……当初から所得を過少に申告する意図をもって、かつその意図を外部からもうかがい得る特段の行動に出たと判断できる」とする。ここには、最高裁平成6年の判示にある「殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書」や同7年判示にある「これだけの多額な脱漏」といった表現は見られず⁽⁸²⁾、「税額を少なくする目的で収入

額を真実の収入額よりも少なく見せかけた上、これに基づいて申告する行為が法68条1項所定の要件に該当する」と判示している。

なお、課税庁は、平成7年の最高裁判決の「意図を外部から伺い得る特段の行動と結びついたときに通則法68条1項の要件を満たす」との判示を受け、重加算税の賦課基準を次のように定め、通達を出している(下線:筆者)。

(事務運営指針) 申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて⁽⁸³⁾

(81) 住田検察官・前掲注(79)は、平成6年判決の射程として、較差が小さい場合でも、「重要な業績、取引等で経営者なら見過ごすことのあり得ない特別・特異な取引・新規営業の売上げを除外する行為」はその対象となるとしている(商事法務1420号(1996年)12頁)。

(82) 名古屋地判平成13年9月28日税資251号順号8986。

(83) 国税庁長官平成12年7月3日(改正平成24年10月19日)課所4-15ほか。

第1 賦課基準

1 (隠ぺい又は仮装に該当する場合) 略
 2 (帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない場合) 次に掲げる場合で、当該行為が、相手方との通謀による虚偽若しくは架空の契約書等の作成等又は帳簿書類の破棄、隠匿、改ざん、偽造、変造等によるもの等でないときは、帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない。

平成20年の東京地裁判決において、同指針にある等には、「意図を外部から伺い得る特段の行動」に該当するものはすべて含まれると課税庁が主張し、裁判所はこれを認めている⁸⁴。この判示によると、「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し」⁸⁵に、「意図を外部から伺い得る特段の行動」によるものが該当することになる。

2 質問検査権⁸⁶

旧所得税法234条においては、「国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関す

る調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる」とされていた。一般にその場合における検査とは、相手方の承諾を得て、帳簿書類その他の物件について、その存在及び性質、形状、現象その他を五官の作用によって知覚実験し、認識を得る処分をいうとされる⁸⁷。平成23年、質問検査権の規定は、通則法において「質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件又はその帳簿書類を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる」と改正され、提示・提出の表現の追加が行われている。通達において「物件の提示」とは、当該職員の求めに応じ、遅滞なく当該物件の内容を当該職員が確認し得る状態にして示すことを、「物件の提出」とは、当該職員の求めに応じ、遅滞なく当該職員に当該物件の占有を移転することとされる⁸⁸。

この提示・提出の表現の追加については、権限の拡大としてとらえる見解もみられるものの⁸⁹、課税庁の見解⁹⁰や解説書⁹¹においては法令上の明確化と説明されている。これは、

84) 東京地判平成20年10月31日税資258号順号11068。なお、同判決はその判示において、最高裁判平成7年判決を引用したうえで、「重加算税を賦課するためには、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するが、重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の上記賦課要件が満たされるものと解すべきである」としたうえで、「事務運営指針第1の3柱書所定の「証ひょう書類等の(中略)

破棄、隠匿若しくは改ざんによるもの」に続く「等」には、同最高裁判決にいう「当初から所得を過少に申告する(中略)意図を外部からもうかがい得る特段の行動」に該当するものはすべて含まれるものと解される……」とする。

85) 通則法68条1項又は2項。

86) 検査拒否罪及び不答弁罪が成立するとした事例には、いわゆる荒川民商事件(東京高判昭和45年10月29日税資84号449頁)のほか、仙台高判昭和49年10月14日税資84号508頁・最判昭和53年4月11日税資98号105頁などがある。

87) 武田・前掲注(9)3951の109頁。

88) 国税通則法第7章の2(国税の調査)関係通達の制定について(法令解釈通達)1-6(「物件の提示又は提出」の意義)。

質問や検査には本来その帳簿書類等の提示・提出の意味を含むとすることを前提とするものと考えられる⁸⁹⁾。

帳簿の適時提示の問題で、消費税の仕入税額控除に関してではあるが、平成16年12月に二つの最高裁の判断が、税務職員による調査に当たって帳簿及び請求書等を適時に提示することが可能なように所定の期間及び場所において態勢を整えて保存していなかった場合は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合に当たる旨、示されている⁹⁰⁾。これを受け、平成24年東京地裁は「帳簿の備付け、記録の保存」においても、「税務調査において適法に帳簿書類の提示を求められ、これに応じ難いとする理由も格別なかつたにもかかわ

らず、帳簿書類の提示を拒み続けたようなときは、当該法人は、当該調査がされた時点で所定の帳簿書類を保管していたとしても、上記のように所要の態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合に当たるものというべきである」と判示している⁹¹⁾。一方、保存と提示については、通常用いられることばの意味と異なっているという文理解釈上の批判もある⁹²⁾。質問検査権の規定に提示・提出の表現が追加される前においては、保存の意義の解釈として提示を求めることができるかどうかについては見解が分かれ、改正はその点を明確化する必要があったと考えられる⁹³⁾。

3 推計課税

先に検討したように白色の場合においても、

89) 日本公認会計士協会「国税通則法の一部改正」に対する意見(平成23年6月24日)1-2頁。東京地方税理士会「平成27年度税制改正に関する意見書」(平成26年3月)8頁。

90) 平成24年版 改正税法のすべての二 税務調査手続の見直しでは、「法案審議において……税務当局が物件の提示、提出を求めることができることについても法律上明確化されるものと承知しております」とその趣旨として、衆議院・財務委員会における国税庁の答弁を紹介している。また、「税務調査手続に関するFAQ(一般納税者向け)」(平成26年4月改訂)問1において、「納税者から提出された物件の預かりの手続のほか、課税庁が帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることがされました」とする。

91) 山上淳一『国税通則法(税務調査手続関係)通達逐条解説』(大蔵財務協会・2013年)50頁。

92) 「課税庁には、納税義務がある者等に対して「質問」し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を「検査」する等の権限が与えられている。平成23年度税制改正において、個別税法に定められていた質問検査権の規定は、すべて国税通則法に移された。」(田中治「質問検査権の法的基礎」税理55巻13号(2012年)11頁)。

93) 最判平成16年12月16日、最判平成16年12月20日(いずれも税資254号順号9860)。

94) 東京地判平成24年9月26日税資262号順号12047。なお、これは法人の事案である。法人税法127条1項1号。

95) なお、青色の帳簿保存の意義については、最判平成16年12月20日(税資254号順号9870)において、滝井裁判官の反対意見に次のような記述があり興味深い。「青色申告制度は、納税義務者の自主的かつ公正な申告による租税義務の確定及び課税の実現を確保するため、一定の信頼性ある記帳を約した納税義務者に対してのみ、特別な申告手続を行い得るとの特典を与え、制度の趣旨に反する事由が生じたときはその承認を取り消しその資格を奪うこととしているものである。そして、青色申告の承認を受けた者は、帳簿書類に基づくことなしには申告に対して更正を受けないという制度上の特典を与えられているのであるから、税務調査に際して帳簿等の提示を拒否する者に対してもその特典を維持するというのは背理である。したがって、その制度の趣旨や仕組みから、税務職員から検査のため求められた書類等の提示を拒否した者がその特典を奪われることは当然のこととして、このような解釈も是認されるのである。」

当該帳簿の検査を困難とする事情があるときを除き、調査に際しては帳簿を検査するとされ、青色と同様に白色の帳簿検査の義務が条文上示されることとなった⁹⁷⁾。

帳簿の検査を困難とする事情がある又は記帳がなく直接資料が入手できない場合、課税を放棄することは、公平負担の観点から適当ではない⁹⁸⁾。所得税において、推計課税が認められているのは、こうした考えによると思われる⁹⁹⁾。しかしながら、記帳によらない概算申告であっても、推計と同額以上であれば、推計による不利益を受けないことになる。また、推計課税を受けても支払についての源泉所得税は、個々の支払額が把握できないことから、逃れることができる。推計課税にはこうした限界があることから、記帳がない場合の経費算入を認めないとする見解¹⁰⁰⁾がある。このような見解は立法論としてはあり得るが、推計そのものは納税者の真実の所得に近付こうとするものであり、推計課税の否定に繋がることは、担税力の観点から問題がある。また、納税者にとって有利になることのないような概算経費制度を設けるべきとする見解¹⁰¹⁾についても、推計に制裁的な要素を取り込む立場は、適正な申告を担保する推計の機能とは整

合性がないと考えられる。

4 マイナンバー制度

平成28年1月から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、マイナンバー法という）による制度の利用開始が予定されている¹⁰²⁾。同制度は社会保障と税に番号制を導入するものであり、そのうち税番号は、源泉徴収票・申告書・法定調書・国際送金等に記入が義務付けられることで、とりわけ金融所得についてより正確な所得把握が可能となり、税負担の公平化を図る効果があるとされている¹⁰³⁾。

法定調書で報告された内容は、その対象先の申告内容と照合され、取引先の申告内容の正確性の検証に用いられている。マイナンバー制度導入に伴い、法定調書に加え法定外調書¹⁰⁴⁾にマイナンバーを記入させるようにすれば、本人の申告書等との照合が容易になることで、これまで照合ができず未活用となっている資料の活用が考えられる。法定外調書は、任意の協力として税務署からその提出が求められるもので、その作成範囲は、売上・仕入・外注費・リベートなど多岐に渡る¹⁰⁵⁾。しかし、マイナンバー法は個人番号の提供の求めに制

96) 「平成23年度税制改正大綱は、これまで調査実務上行われている物件の「預り・返還等に関する規定を法律上明確化」することを目的とするにとどまり、新たな権限を課税庁に付与することを全く想定していない。」(田中・前掲注92)15頁)。

97) 所得税法231条の2第2項(なお、当該条文については、II 4「推計課税」において検討)。

98) 金子・前掲注106)804頁。

99) 所得税法156条。

100) 酒井・前掲注10)22頁。

101) 上西・前掲注64)37頁。

102) 平成25年5月法案成立。この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令

で定める日から施行するとなっている。

103) 「社会保障・税番号制度概要資料」(平成26年11月版)内閣官房 社会保障改革担当室ほか。http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2611_gaiyou_siryuu.pdf [最終確認日:2015年3月17日]。

104) 法定外調書とは、「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」及び「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の規定により税務署に提出が義務づけられている法定調書以外のものをいい、一般に取引資料せんといわれる。

限を設けている。

マイナンバー法15条（提供の求めの制限）

何人も、第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

本条は、個人番号の提供を受けることができる場合を除き番号提供を求めることを禁止することにより、個人番号の保護を図るものである⁽¹⁰⁶⁾。これらのことから法定外調書を法定調書と同様に取り扱うには、法定調書の範囲拡大のための法改正が必要であり、法定外調書にマイナンバーの記入を求めることはできないと考えられる⁽¹⁰⁷⁾⁽¹⁰⁸⁾。

おわりに⁽¹⁰⁹⁾

白色の記帳義務化に伴い、理由付記・不服申立てについては青色と白色との差異がなくなりつつある。しかし、青色と白色とは義務としての記帳という点では同じでありながら、

事業専従者給与、損失の繰越し・繰戻し、推計課税等にその差を残している。

推計課税については、白色の場合、帳簿検査が困難とする事情があるときは、帳簿を検査することなく、また青色についてはその取消しを行い白色にしたうえで推計できることが必要な場合があることから、帳簿検査の義務についての規定の違いを残すことは認められると考える。

これに反し、事業専従者給与、損失の繰越し・繰戻しについては、基本的に記帳を前提に導入されている制度であり、記帳がなければその段階で認めないとし、収支内訳書等の期限内提出（専従者給与額の事前提出を含む）を条件に同様の取扱いとする⁽¹¹⁰⁾。また、青色申告特別控除のうち、65万円の控除は自家労賃に対する法人との税負担の調整制度であるみなし法人制度廃止の代替措置として導入された。また、10万円の控除は、その成立の経緯から青色事業主特別準備金制度の流れを汲んでおり、同様な制度には既に小規模企業共

(106) 取引資料せんには、売上・仕入・外注費・リベート・仲介手数料・接待交際費・不動産の賃借料・建築工事費・運送費備車費・印刷費・修繕費・広告宣伝費・その他の経費などがある。また、一定の期間における30万円以上の仕入高、10万円以上の売上高・外注費、5万円以上の接待・交際費など科目に応じ、一定の金額基準が定められている。

(106) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【逐条解説】」内閣府大臣官房番号制度担当室。http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/chikujou.pdf [最終確認日：2015年3月17日]。

(107) 契約時点で支払調書の作成が不要であることが明らかである場合を除き個人番号の提供を求めることが可能であると解される（特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガ

イドライン（事業者編）平成26年12月11日」24頁）。

(108) 法人の場合、個人情報保護の対象外であるため、法定外調書など税務面でのマイナンバーの積極活用が考えられる。

(109) 30年以上前ではあるが、記帳義務が履行された場合の特典付与について、税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」（昭和58年11月37-38頁）において検討がなされている。

(110) 平成24年3月21日の日本税理士会連合会「青色申告制度のあり方について」では、「欠損金の繰越控除制度など、長期間にわたって適正な記帳が継続していることを前提とする税制について、不十分な帳簿書類の下でその適用を認めると、課税上の弊害が拡大するおそれがある」とする（「青色申告制度のあり方について—平成23年度諮問に対する答申」日本税理士会連合会税制審議会、8頁）。

済がある。このように考えると、10万円の青色申告特別控除と小規模企業共済との一本化が考えられ、65万円の青色申告特別控除は複式簿記控除⁽¹¹¹⁾とすることで、青白関係なく適用できるよう整理することが可能と考える。

求められる記帳の程度については、青色の現金主義の特例を廃止し、所得額300万円以下については白色に認められる財務省令に定める簡易な方法による記帳において、売掛金等の残高の作成は不要とすることで、青色の現金主義に比べ煩雑になっている点を改善する。消費税における記帳との差異については、課税事業者の場合、青色と白色との記帳の違いはなく、所得税法に規定する「財務省令で定める簡易な方法」に対応する消費税法上の規定もない。消費税率が上がり、免税事業者の基準期間における課税売上高の引下げがあると、従来、正規の簿記の原則以外の方法で記

帳していた事業者も消費税法に定める記帳方法によることが求められることから、その整合性を確保する必要があると思われる。

記帳・記録保存義務を果たさなかったものに対しては通常の過少（無）申告に過重された加算税を課すとする一方で、より公平の理念に沿うものとする考え方もあるが⁽¹¹²⁾、当該義務は加算税・質問検査権・推計課税・一定の制限のあるもののマイナンバー制度などにおいて担保されており、加えて記帳できない高齢者など零細業者の存在も無視することはできない。記帳義務は、罰則よりも白色の記帳に対する環境整備を優先することが重要と思われる。記帳の推進は、未記帳者に対する罰則ではなく、青色申告者にも認められていた制度の記帳者に対する適用や納税環境の整備により現在行われており、こうした方向性は、今後も維持されるべきと考える。

(111) 加藤恒二「申告納税制度の下における制裁等—納税者のコンプライアンス向上の観点から—」税大論叢44号（2004年）242頁。

(112) これについて加藤氏は、「本人が改善の意思を表明した場合は一度に限り、この加算税を適用しな

いといった宥恕も必要」とする（加藤・前掲注(111) 242頁）。また、「記帳がないことについて真に止むを得ない事情がある場合もやはりこの加算税を適用しないこととすることが妥当であろう」とする（同250頁）。